

本給付金支給実施市区町村である令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村にご提出ください。

高校生
公務員等

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金)申請書

市区町村
受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村
本部町長 殿

1. 申請者(原則、所得が高い方。公務員の場合は児童手当受給者)

記入日 令和4年●月●日

申請者の個人情報表: 氏名(モトブ タロウ)、性別(男)、生年月日、職業(公務員)、住所(本部町字東5番地)。

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

配偶者の個人情報表: 氏名(モトブ ハナコ)、性別(女)、生年月日、住所。

3. 対象児童

※高校生等の児童のみ記入ください。公務員の場合は中学生以下(新生児を含む。該当する場合)の児童も合わせてご記入ください。

対象児童一覧表: 氏名(モトブ イチロウ、モトブ ハナコ)、性別、生年月日、同居・別居の別、住所。

「プッシュ型」での支給対象となっていない児童について記入してください。

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童の場合は、○を記入してください。

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

4. 添付書類

- ①【すべての方】申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)等)
②【すべての方】申請者名義の口座確認書類(通帳やキャッシュカードの写し)
③【児童手当受給者(公務員)の方】令和3年9月分の児童手当を受給していることが分かる書類(支給決定通知書、振込通知書、給与明細等の写し)
④【児童手当を受給していない方で申請者又は配偶者が令和3年1月1日時点で住民票が本部町外にあった場合】令和3年度(令和2年分)所得課税証明書(令和3年1月1日時点の住所地区町村で取得できます)
⑤【対象児童の住所が本部町外の方】対象児童の住民票謄本

【誓約・同意事項】

- (1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
(2)子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
(3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(4)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
(5)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
(6)給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を返還します。

(裏面も確認してください。)